

事務連絡
令和4年6月7日

小中学校の保護者の皆様へ

宜野湾市教育委員会
教育長 仲村 宗男
(公印省略)

学校生活における児童生徒のマスク着用について（お願い）

時下、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、コロナ禍のもとで、平素よりお子様の健康管理や学校の感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、現在の本県の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を受け、令和4年5月26日に県教育委員会より「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」の公文が発出されました。

これを受け、本市の児童生徒のマスク着用について、教育委員会の方針を下記のとおりといたします。

本市においても未だ新型コロナ陽性者は発生しているところですが、近々梅雨も明け、気温の上昇に伴い熱中症等も懸念されます。保護者の皆様におかれましては、ご家庭でもお子様へ適切なマスク着用について、ご指導くださいますようお願いいたします。

記

《 登下校時のマスク着用について 》

登下校時はマスクを着用する必要はありません。ただし、次の場合はできるだけマスクを着用し、感染対策をしましょう。

- ①友だちと一緒に会話をしながら登下校する場合。
- ②バス等の交通機関を利用する場合。

《 授業中のマスク着用について 》

授業中はできるかぎりマスクを着用しましょう。ただし、体調が悪くなった場合にはすぐに先生や友達に知らせてマスクを取るなどの対策をしましょう。

（マスクを外している時は会話はしないようにします）

《 体育の時間のマスク着用について 》

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクを着用する必要はありません。ただし次の場合はできるだけマスクを着用し、感染対策をしましょう。

- ①間隔(2m以上)を確保することができない運動を行う場合。
- ②更衣室での着替えや話し合い活動等を行う場合。

※自分で考えて感染症対策やマスクの脱着ができることが大切ですが、判断が難しい場合には先生に相談してください。